

埼玉県思いやり駐車場制度の 協力施設を募集しています

埼玉県思いやり駐車場制度とは

障害者など歩行が困難な方や配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。(令和5年11月1日から全県で制度開始)

協力施設への依頼内容

● 駐車区画の設置と協力区画としての県への届出

- 次の区画を設置し、県への届出をお願いします。
(車椅子使用者用駐車区画のみでも本制度への登録は可能です)

「車椅子使用者用駐車区画」
(車椅子使用者のための幅3.5m以上の区画)
※既存の区画も、改めて協力区画として届出ください。

「優先駐車区画」
(広い幅を必要としない障害者、高齢者、妊産婦などを対象とした区画(幅3.5m未満))
※一般区画を「優先駐車区画」として設置し、届出ください。

● 制度の周知、適正利用の促進

- 県作成の啓発チラシの配架、ポスターの掲示、店内放送などによる制度の周知をお願いします。
- 利用証を掲示していない車が駐車している場合は、啓発チラシの配付などで制度を周知し、適正利用の促進にご協力をお願いします。

県への届出方法

電子申請システムから届出をお願いします。

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=53024



制度の詳細

制度の詳細は県ホームページも参照してください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html



利用証 (ルームミラーに掲示)



車椅子使用者用 その他の高齢者、障害者等用 妊産婦、けが人等用

区画表示例

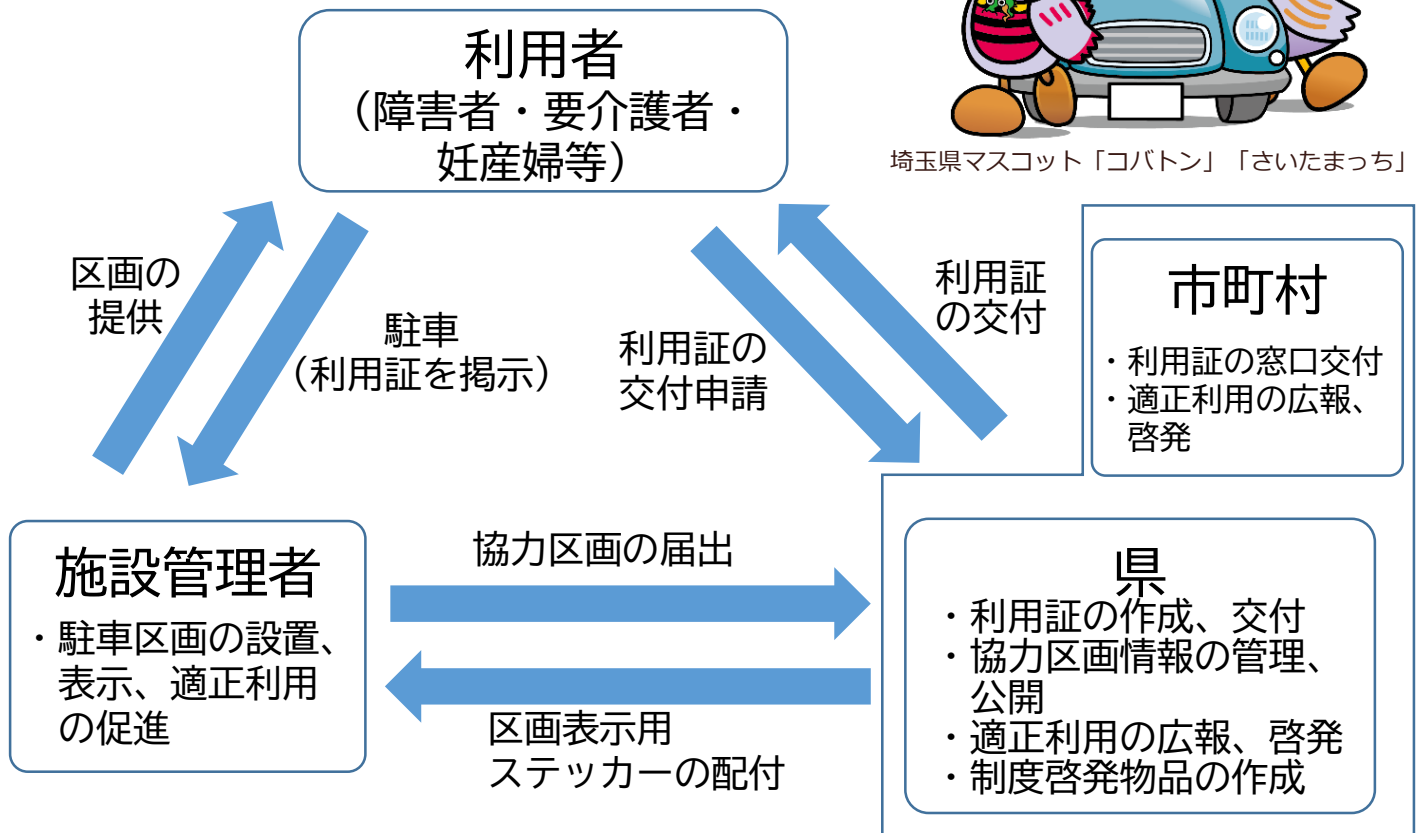


協力区画を看板や路面塗装で表示
(県配布のステッカー、路面デザインを活用)

制度イメージ



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」



協力いただくことによるメリット

1 トラブルやクレームの減少、回避

- 共通の利用証を掲示することで、利用対象者であることが明確となり、利用者間でのトラブルや施設管理者へのクレームの減少、回避が期待されます。

2 施設利用者の満足度向上

- 車椅子使用者など、区画を必要とする方がこれまで以上に利用しやすくなります。
- 周りの視線が気になり、区画の利用を控えていた内部障害者、妊産婦などが気兼ねなく駐車できる環境が整備されることで、施設の利用満足度の向上に繋がります。

3 共生社会の構築、SDGsの推進

- 障害者、高齢者、妊産婦などの制度対象者や、それ以外の一般の方も含め、施設を利用する方々の相互理解が深まり、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の構築、SDGsの推進に貢献できます。

4 施設のイメージアップ、社会貢献

- 協力施設として県のホームページに公開されるとともに、協力区画が地図情報として埼玉県GIS上に公開されることで、施設のイメージアップ、社会貢献に繋がります。
埼玉県GISポータルサイト <https://portal-pref-saitama.hub.arcgis.com/>

